

カワサキ会計事務所ニュース

令和7年9月号 第62号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikai.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

9月の税務カレンダー

国民健康保険税 第4期
長崎市ホームページより



青色事業専従者給与の支給額の引き上げの妥当性

個人事業者で青色申告の方は、生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳未満の人を除きます)で、専らその事業に従事している人に給与を支払っている場合、その支払った金額のうち、相当であると認められる金額を必要経費とすることができます。

1. 専従者給与として認められる要件

青色事業専従者給与として認められる要件は、次の通りです。

- ① 下記に該当する青色事業専従者に支払われる給与である
 - イ 青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族である
 - ロ その年の12月31日現在で年齢が15歳以上である
 - ハ その年を通じて6か月を超える期間(一定の場合には事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間)、その青色申告者の営む事業に専ら従事している
- ② 「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出している
- ③ ②の届出書に記載されている方法により支払われ、かつ、その記載されている金額の範囲内で支払われたものである
- ④ 青色事業専従者給与の額は、労務の対価として相当であると認められる金額である

2. 専従者給与の支給額変更について

「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額を超える支給額の変更をする場合は、「青色事業専従者給与に関する変更届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります。

ただ、青色事業専従者給与の支給額の変更に当たっては、労務の対価として相当であるか否か、すなわち支給額の変更の妥当性が判断基準の一つとなります。

これまで支給額を所得税が課されない103万円以下で支給していたが、令和7年度改正により所得税が課されない160万円に見直そうとするような、所得税の各種控除額の引き上げを契機に支給額を変更するなど、変更の理由が要件を満たさないものであれば、変更届出については認められることが難しくなります。

このような場合は、青色事業専従者に限らず、事業に従事するパート等を含む全従業員の賃上げとして支給額を引き上げていれば、認められる可能性もあります。

また、青色事業専従者に係る作業量が増えたことに伴い、労務の対価として支給額を増額する等の場合であっても、毎年経常的に事業主の所得が専従者給与より低い等、事業主の収益の状況に照らして不合理になっていると考えられる場合は、青色事業専従者の給与の額を見直す(減額)ことも必要になると思われます。

<第30回長崎居留地まつりのご案内>

とき：令和7年9月20日(土)、21(日)、22日(月)、23日(火・祝)

ところ：東山手・南山手・大浦旧外国人居留地一帯

問い合わせ先：長崎居留地まつり実行委員会(長崎市観光交流推進室内 あじさいコール 095-822-8888)

※カワサキ会計事務所がある大浦町は幕末から明治初期に外国人居留地として栄えた地域で、今も当時の面影を残しています。長崎・居留地まつりは地元の大浦青年会・連合自治会・商店街・自治会等が協力し合って開催している「まちづくり」のイベントです。大人から子どもまで、楽しめる祭りになっています。ご家族で楽しんでみませんか？